平成 26 年度 沖縄振興特別推進交付金

平成 26 年度

関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務

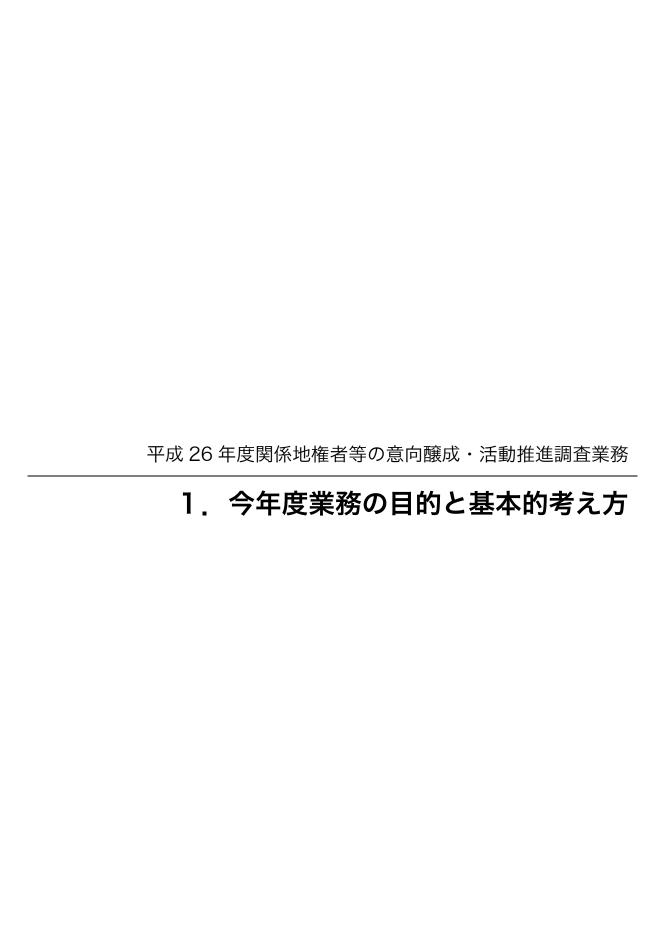
報告書

(概要版)

平成 27 年 3 月 宜 野 湾 市

目 次

| 1. 今年度業務の目的と基本的考え方 | 1 |
|------------------------------------|---------|
| 1-1. 今年度業務の目的 | 1 |
| 1-2. 今年度業務の基本的考え方 | 2 |
| 2. 今年度の成果と課題 | 7 |
| 2-1.「NB ミーティングの活動支援及び市民の意向把握」の成果と認 | 果題7 |
| 2-2.「若手の会の活動支援及び地権者の意向把握」の成果と課題 | 15 |
| 2-3.「地権者・市民等のネットワークづくりに向けた取り組み」の原 | 成果と課題22 |
| 2-4.「地権者・市民等への継続的な情報提供」の成果と課題 | 27 |
| 2-5.「活動の方向性と結果の評価・検証の場づくり」の成果と課題. | 32 |
| | |
| 資料編 | 35 |
| 資料1.「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」設置要綱 | 35 |



1. 今年度業務の目的と基本的考え方

1-1. 今年度業務の目的

(1) これまでの取り組み背景

関係地権者等意向醸成については、「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針についての取りまとめ」を受けて策定された「普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画(H13年度)」が取りまとめられた。その後、「計画づくり」、「地権者等意向醸成」に関する取り組みが進められてきている。

①計画づくり

計画づくりについては、「跡地利用基本方針、行動計画の策定」、「キックオフ・レポート、土地利用・環境づくり方針案の作成」、「全体計画の中間取りまとめ(素案)作成」、「全体計画の中間取りまとめの策定」という流れで段階的に具体化が進められてきている。今後は「全体計画の中間取りまとめ」をベースに更に検討が進められ、平成28年度以降に「跡地利用計画(素案)」の策定が予定されている。

②地権者等意向醸成

合意形成に向けた場づくり・人づくり・組織づくり等の活動を長期的展望のもとに展開し、「普天間飛行場の跡地を考える若手の会(以下、若手の会)」、「ねたてのまちべースミーティング(以下、NBミーティング)」の組織化等が図られてきた。

しかし、長期に渡る取り組みを実施する上では地権者・市民の跡地利用への関心の維持が課題となっているため、これまでの取り組みの充実を図りつつ新たな取り組みを検討する必要がある。そこで、昨年度は平成24年度の「全体計画の中間取りまとめ」の策定を受け、計画内容のわかりやすい周知に向けて、各種団体、大学等の地域全体の連携のもと、協働の取り組みが展開されている。

(2) 本業務の目的

計画づくりにおいては、平成 24 年度にこれまでに議論されてきた結果を踏まえ「全体計画の中間取りまとめ」が策定された。これまでは普天間飛行場の跡地利用に関する方針や構想、考え方等に関する検討がなされてきたが、「全体計画の中間取りまとめ」の策定を受けて今後はより具体的な検討を行う段階となっており、平成 28 年度以降に「跡地利用計画(素案)」の策定が予定されている。そのため、本業務においても「跡地利用計画(素案)」の策定に向け、計画や事業の具体化に関する合意形成に転換していく重要なステップを迎えている。

このような状況の中で、次のような合意形成の目標を掲げ、目標の達成に向けて必要な各取り組みを実施することを本業務の目的とする。

【「跡地利用計画(素案)」策定に向けた合意形成目標】

①「全体計画の中間取りまとめ」の情報周知と幅広い意見・意向集約

「全体計画の中間取りまとめ」に対する地権者意向を踏まえ、「跡地利用計画(素案)」の検討が行えるよう、引き続き「全体計画の中間取りまとめ」に関する情報周知を行うとともに、様々な主体から意見・意向集約を行う。

②跡地利用計画(素案)の策定に向けた組織・連携体制づくり

普天間飛行場跡地の事業化に向けて、具体的な内容の意思決定を行う来たるべき時期 に備え、地権者・市民等の組織や連携体制の確立を目指す。

1-2. 今年度業務の基本的考え方

(1) 今年度業務の全体方針

平成 24 年度の「全体計画の中間取りまとめ」の策定を受け、今後はより具体的な計画づくりに対する検討に推移していくこととなる。そのため、今後の計画づくりに向けては「市民」、「地権者」としての意向を集約し、計画素案に対する意思決定を行っていく必要がある。

「市民」に関しては、市民側の検討組織としてNBミーティングが組織されているが、多様な意向を持つ市民に対しては、一つの目的やテーマによって市民全体の関心を醸成することは困難であり、市民のNBミーティングの認知度も低いことから参加メンバーが少なく、組織として十分に確立できていない状況がある。また、跡地利用の実現に向けては周辺市街地整備を併せて行う必要があるが、市民にとって跡地利用は依然として「地権者」の問題という認識が根強く残っており、跡地利用に関する市民の関心の向上が大きな課題となっている。以上のことから、今年度は引き続きNBミーティングの活動の活性化を図るとともに、市民の様々な関心事からまちづくりを検討できる母体組織づくりに向けた取り組みを行うこととする。

「地権者」に関しては、地権者側の検討組織として若手の会が組織され、設立後 10 年以上継続的に跡地利用に関する検討がなされている。その一方で、地主会においては跡地利用等に関する検討を行う組織として「普天間飛行場対策部会」が組織されているが、十分な活動が図れていない状況があり、両組織間で情報量に差が生じてしまっている。以上のことから、将来の地権者の合意形成を図るためには若手の会と地主会の連携が必要不可欠であることを鑑み、今年度は組織間の情報共有化に向けた取り組みを行うこととする。

(2)項目別の取り組み方針

「跡地利用計画(素案)」の策定に向けた合意形成目標としては、①「全体計画の中間取りまとめ」の情報周知と幅広い意見・意向集約、②跡地利用計画(素案)の策定に向けた組織・連携体制づくりを掲げている。この目標の達成に向けては、それぞれの項目についてこれまでの取り組みの経緯等を踏まえた上で合意形成活動を推進する必要がある。各項目の取り組み方針を以下に整理する。

1) NB ミーティングの活動支援及び市民の意向把握

【現状と課題】

- ・NB ミーティングでは、市民側の検討組織としてこれまで市民目線の跡地利用等について の検討が行われてきている。
- ・しかし、市民にとって跡地利用は依然として「地権者の問題」という認識が根強いこと、 NBミーティングの存在が広く市民に認識されていないこと等により、NBミーティングへ の参加者は少なく、固定化されていることから市民の意向集約の場として十分に機能でき ていない状況がある。
- ・そのため、NB ミーティングの活性化に向けては会の活動に関する周知活動や市民の関心を引く活動を展開していく必要がある。
- ・また、跡地利用の実現に向けては普天間飛行場周辺の既成市街地の整備を併せて行う必要がある。
- ・今後、市民による跡地を含めた宜野湾市全体のまちづくり議論を行っていくためには、市 民全体のまちづくり機運醸成に向けて段階的な取り組みをスタートさせる必要がある。

【NB ミーティングの活動支援及び市民の意向集約に向けた取り組み方針】

- ①NB ミーティングの新規メンバーの獲得に向け、対外的な場での会の活動周知や市民の関心を引く活動の積極的な展開
- ②跡地を含む宜野湾市全体に対する市民全体のまちづくり機運醸成に向け、自身の 住む地域のまちづくりの点検から跡地のまちづくり議論につなげるための段階的 な取り組みの開始

2)若手の会の活動支援及び地権者の意向把握【現状と課題】

- ・地主会においては跡地利用に関する検討が十分になされていない状況があることから、若 手の会と地主会の連携による跡地利用の検討を進めていく必要があるため、若手の会と地 主会の連携強化のための活動を積極的に展開していく必要がある。
- ・若手の会は地主会の要請・期待を受けて設立された経緯があるが、地主会役員の中でも若 手の会の存在が十分に知られていない状況があるため、地権者全体に若手の会の活動を周 知していく必要がある。
- ・地主会の要請・期待を受けて設立された地権者側の検討組織である若手の会は、定例活動 及び自主活動の継続的な展開によってコアメンバーが確保され、活動が活性化しているた め、今後も定例活動の充実及び自主活動の支援を行っていく必要がある。
- ・「跡地利用計画(素案)」の策定が平成 28 年度以降に予定されているため、今後「全体計画の中間取りまとめ」に対する地権者意向を把握する必要があり、その前段としては「土地の共同利用」等の「全体計画の中間取りまとめ」の前提となっている考え方を地権者に十分に周知する必要がある。
- ・若手の会ではこれまでの活動を通して跡地利用等に関する知識の習得がなされてきている が、地主会では跡地利用に関連する活動は限定的であり、若手の会と地主会の間に情報量

の差が生じていることから両者の情報格差を埋めるための情報提供を行う必要がある。

【若手の会の活動支援及び地権者の意向把握に向けた取り組み方針】

- ①将来の合意形成を見据えた若手の会と地主会の連携強化のための活動の展開
- ②地権者間の若手の会の認知度向上に向けた情報発信媒体の作成及び活用
- ③若手の会の定例活動の充実及び自主活動の支援による活動の活性化
- ④地権者意向にもとづいた計画づくりに向け、「全体計画の中間取りまとめ」等の周知と意向確認調査実施を見据えた準備の開始

3)地権者・市民等のネットワークづくりに向けた取り組み 【現状と課題】

- ・若手の会及び NB ミーティングでは、これまで地権者側の検討組織、市民側の検討組織として、両組織間の情報共有や意見交換を行う場を設ける等、連携した活動を行ってきている。
- ・今後も地権者、市民それぞれの目線の意見や提案等をお互いの活動等に活かし、連携を強 化するため両組織合同の取り組みを継続して実施する必要がある。

【地権者・市民等のネットワークづくりに向けた取り組み方針】

①若手の会及び NB ミーティング合同での勉強会や意見交換会、先進地視察会等の 継続実施による組織間の連携強化

4) 地権者・市民等への継続的な情報提供

【現状と課題】

- ・本業務実施にあたっては地権者や市民に対し、正しい情報をわかりやすく伝えることが重要となる。
- ・一昨年度までは地権者を対象とした地権者支援情報誌「ふるさと」、市民を対象とした「普 天間飛行場跡地利用ニュース」を継続して発行しており、それらは地権者及び市民が跡地 利用に関する情報を得るための重要な情報発信媒体となっていた。
- ・しかし、昨年度は普及啓発用絵本や漫画本、「お笑い普天間劇場」の開催等、「全体計画の中間取りまとめ」に関する情報提供を行うための情報発信媒体の作成等に注力したため、 情報誌の発行ができなかった。
- ・そのため、地権者及び市民等の意向醸成に向けてはわかりやすさに配慮された情報誌の発 行を再開させ、継続的な情報提供を行っていく必要がある。
- ・また、情報誌による情報提供だけではなく、市外、県外に対しても情報発信ができるよう 宜野湾市ホームページに全ての取り組みに関する情報を掲載する必要がある。

【地権者・市民等への継続的な情報提供に向けた取り組み方針】

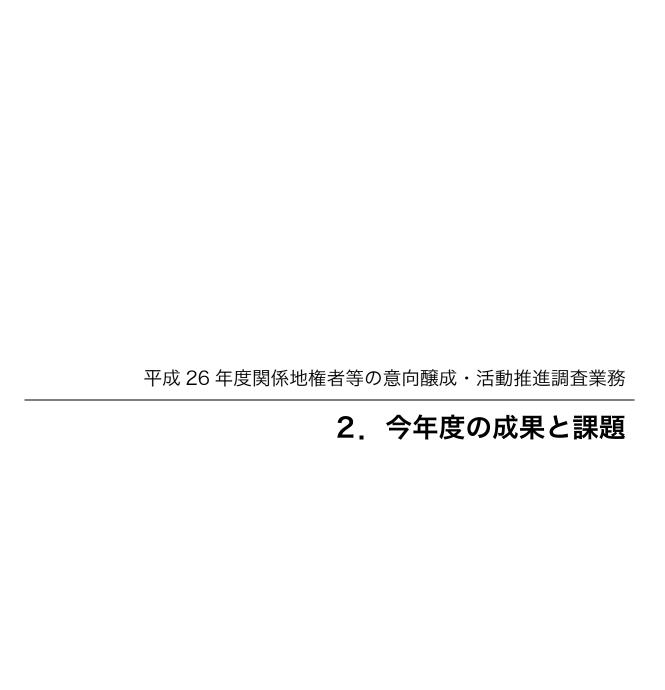
- ①地権者、市民それぞれを対象とした情報誌の発行の再開による継続的な情報提供 の実施
- ②イラストや図等を多用したわかりやすい情報提供の実施
- ③市外、県外への情報発信に向けたホームページの更新・充実化

5)活動の方向性と結果の評価・検証の場づくり 【現状と課題】

- ・本事業においては、合意形成活動の内容についての検討や業務の進捗状況についての検討、 活動成果の検証等を行う場として、一昨年まで「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査 検討委員会(以下、検討委員会)」を継続的に開催していた。
- ・しかし、昨年度は普及啓発用絵本や漫画本、「お笑い普天間劇場」の開催等、「全体計画の中間取りまとめ」に関する情報提供を行うための情報発信媒体の作成等に注力したため、 検討委員会の開催は行わなかった。
- ・検討委員会は本業務の進捗状況や活動成果等を検証する場となっていたため、概ねの検討 事項及び会議の開催回数等が決まっており、自由なテーマで検討を行う機会が限られてい た。
- ・また、委員は各種団体等の役職を考慮して選出していたため、数年の任期で交代してしま う委員もおり、委員間で知識等に差が生じてしまっていたため、継続的な議論を行うこと が困難な状況があった。
- ・跡地利用に関しては長期的な視点で検討する必要があることから継続的に議論を行う必要があり、今後の事業化に向けた検討の中では専門的な知識を要するため、これまで検討されてきたような議題だけでなく、勉強会等による知識習得等も行うことのできる新たな検討の場を設ける必要がある。

【活動の方向性と結果の評価・検証の場づくりに向けた取り組み方針】

①様々な合意形成活動に関する議題について継続的に議論や研究、協議調整を図る ことのできる場の設立



2. 今年度の成果と課題

2-1. 「NB ミーティングの活動支援及び市民の意向把握」の成果と課題

取り組み方針①:NB ミーティングの新規メンバーの獲得に向け、対外的な場での会の

活動周知や市民の関心を引く活動の積極的な展開

取り組み方針②:跡地を含む宜野湾市全体に対する市民全体のまちづくり機運醸成に向

け、自身の住む地域のまちづくりの点検から跡地のまちづくり議論に

つなげるための段階的な取り組みの開始

(1)「NB ミーティング」の活動支援

【取り組みのポイント】

普天間飛行場を含めた宜野湾市のまちづくりに関わる市民側の検討組織である NB ミーティングでは、昨年度に引き続き大学生主体の組織と合同の定例会を開催し、NB ミーティングの新規メンバー獲得に向けた検討を行う。また NB ミーティングの認知度向上に向けては対外的な場に積極的に参加し、会の活動周知や活動への参加勧誘等を行うものとする。

【取り組み成果と今後の課題】

【取り組み成果】

- ●市民参加型のイベントとして、大山のタイモ畑周辺の散策やタイモを使った食事の 提供等を行う「タイモカフェ」の開催によって、市民が跡地利用による周辺地域へ の影響を考えるきっかけづくりを行うことができた。
- ・市民が楽しんで参加できるイベントとして、NB ミーティングの企画により大山の タイモ畑周辺の散策やタイモ料理の提供等を行う「タイモカフェ」を開催した。
- ・親しみやすいイベントの開催によって市民の参加を促し、跡地利用による周辺地域 への影響を考えるきっかけづくりを行うことができた。

【タイモカフェの開催概要】

○開催日時:平成26年8月23日(土) 9:00~12:00

〇開催場所:サンキューファーム 他

〇内 容:①タイモ畑の散策ツアー

②タイモを使った弁当やムジ汁等の試食

○参加者:32名(NBミーティング、宜野湾市民等)

- ●「タイモカフェ」の開催にあたっては、タイモ農家等の各種関係者への協力依頼を 行った結果、NB ミーティングの新規メンバー獲得につながり、組織としての裾野 を広げる効果が得られた。
- ・「タイモカフェ」開催に向けてはタイモ農家等の各種関係者に協力を呼びかけた結果、

「タイモカフェ」終了後も NB ミーティングのメンバーとして継続的に会の活動に 参加していただけるようになり、新規メンバーの確保につながった。

- ●「NB ミーティング全世代ディスカッション 2015」、「沖縄学生会議 2015」といった対外的な場への参加によって、今後の議論の材料となる様々な視点からの跡地利用に関する意見を把握することができた。また、普天間飛行場の跡地利用に対する関心の高まった市民等と新たなつながりが生まれた。
- ・NB ミーティングの活動の活性化を図るため、「NB ミーティング全世代ディスカッション 2015」、「沖縄学生会議 2015」といった対外的な場に積極的に参加したことにより、今後の NB ミーティングでの議論の材料となる世代を超えた意見や様々な学問分野からの意見を把握することができた。
- ・また、「NB ミーティング全世代ディスカッション 2015」や「沖縄学生会議 2015」 の開催を通じて関心の高まった登壇者やオブザーバーとして参加していた市民等と 新たなつながりがつくられた。

- →市民参加型のイベントとして「タイモカフェ」を開催したことにより、市民が普天間飛行場の跡地利用による影響等を考えるきっかけづくりを行うことはできたが、参加者に対して NB ミーティングの活動に関する周知や新規メンバー獲得に向けた PR を行うことはできなかった。そのため、今後はさらに対外的な場での NB ミーティングの活動周知や PR を行っていく必要がある。
- →対外的な場への参加によって、今後の議論につながる意見や新たなつながりが得られたため、今後も NB ミーティングの組織確立及び活動の活性化に向けて対外活動を積極的に行っていく必要がある。
- →現状では NB ミーティングの活動を広く市民に知ってもらうための情報発信媒体が 少ないため、NB ミーティングの活動周知等を目的としたパンフレット等の情報発 信媒体を作成・活用し、NB ミーティングの認知度向上を図る必要がある。



写真:定例会のようす



写真:タイモ畑散策のようす

(2)「NB ミーティング全世代ディスカッション 2015」の開催 【取り組みのポイント】

普天間飛行場の跡地利用に関しては、「跡地利用は地権者の問題」という認識が根強く依然として市民の関心は低い状況がある。そこで、跡地利用に対する市民の関心の向上を図るきっかけづくりとして、「普天間飛行場跡地の持つ意義・意味とは?」をテーマに「NBミーティング全世代ディスカッション 2015」と題した意見交換会を開催する。

「NB ミーティング全世代ディスカッション 2015」では 10 代~70 代までの各世代の方を登壇者として招き、世代を超えた意見交換を行うことで市民の跡地利用に対する関心の醸成を図る。また、併せて NB ミーティングの活動周知を行うことで会の認知度向上、新規メンバー獲得につなげる。

【概要】

●NB ミーティング全世代ディスカッション 2015

○開催日時:平成27年1月25日(日) 14:30~16:30

○開催場所: 宜野湾ベイサイド情報センターGwave Cafe

〇内 容:①普天間飛行場跡地利用計画に係る取り組み状況の説明

②「普天間基地の跡地が持つ意義/意味とは?」をテーマにしたディス

カッション

③懇親会

○参加者:18名(10代~70代までの登壇者7名、オブザーバー11名)

【取り組み成果と今後の課題】

【取り組み成果】

- ●NB ミーティングとの連携による対外的な取り組みの実施によって、市民が跡地のまちづくりを考えるきっかけづくりを行うことができた。
- ・市民を巻き込んだ対外的な取り組みの実施によって、市民が跡地のまちづくりを 考えるきっかけづくりを行うことができた。
- ●NB ミーティングにおける跡地利用の議論の材料として活かせる、様々な世代の 意見を把握することができた。
- ・10 代から 70 代の各世代の市民による意見交換が行われたことで NB ミーティングでの今後の議論の材料として活かせる様々な世代の意見を把握することができた。

②今後の方向性

→今年度は対外的な取り組みとして、NB ミーティングと連携し「NB ミーティング 全世代ディスカッション 2015」を開催したことにより、跡地利用に対する市民

関心を図るきっかけづくりを行うことができた。今後は次のステップとして、関心の高まった市民に NB ミーティングに加入してもらえるよう「NB ミーティング全世代ディスカッション」等の対外的な場において NB ミーティングの活動周知や積極的な PR によって会の認知度を向上させる必要がある。

→今年度は 10 代から 70 代の登壇者による意見交換が行われ、世代を超えてそれぞれの意見や考えを共有することができた。しかし、意見交換を行った登壇者は各世代 1 名であり、オブザーバーとしての参加者も限定的であったため、今後はより多くの市民が参加できる場づくりが必要である。



写真: 宜野湾市による跡地利用に関する説明



写真:ディスカッションのようす①



写真:ディスカッションのようす②



写真:全世代ディスカッション参加者

(3) 「沖縄学生会議 2015」の開催

【取り組みのポイント】

普天間飛行場の跡地利用に関しては、「跡地利用は地権者の問題」という認識が根強く、依然として市民の関心は低い状況がある。そこで、跡地利用に対する市民の関心向上を図るきっかけづくりとして、「普天間飛行場跡地の持つ意義・意味とは?」をテーマに「沖縄学生会議 2015」と題した意見交換会を開催する。

「沖縄学生会議 2015」では宜野湾市の将来のまちづくりを担う高校生、大学生を登壇者として招き、各学生の専門分野にもとづく意見交換を行う。「NB ミーティング全世代ディスカッション 2015」と同様に対外的な取り組みによって市民の跡地利用に対する関心の醸成を図る。また、併せて NB ミーティングの活動周知を行うことで会の認知度向上、新規メンバー獲得につなげる。

【概要】

●沖縄学生会議 2015

○開催日時:平成27年2月22日(日) 13:00~16:00

〇開催場所:沖縄コンベンションセンター会議棟 B棟 B2

〇内 容:①普天間飛行場跡地利用計画に係る取り組み状況の説明

②登壇学生による意見発表(10名)

③「普天間基地の跡地が持つ意義/意味とは?」をテーマにしたディス カッション

○参加者:32名(高校生、大学生の登壇者10名、オブザーバー22名)

【取り組み成果と今後の課題】

- ●NB ミーティングとの連携による対外的な取り組みの実施によって、市民が跡地のまちづくりを考えるきっかけづくりを行うことができた。
- ・市民を巻き込んだ対外的な取り組みの実施によって、市民が跡地のまちづくりを 考えるきっかけづくりを行うことができた。
- ●「沖縄学生会議 2015」の開催を通じて、登壇学生及びオブザーバーとして参加していた学生の関心が高まり、今後の跡地のまちづくりに関わる世代の裾野が広がった。
- ・「沖縄学生会議 2015」の開催にあたっては登壇学生を対象に事前の勉強会等を開催しており、跡地利用に関する知識習得や学生間の意見交換等を通じて登壇学生の関心が高まった。
- ・「沖縄学生会議 2015」では登壇者以外の学生にもオブザーバーとしての参加を呼びかけた。当日は登壇学生による熱のこもった意見交換がなされたことにより、

オブザーバーとして参加していた学生の関心も高めることができた。

・「沖縄学生会議 2015」を通じて跡地のまちづくり議論に関心を持つ参加者が出てきていることから、跡地のまちづくりに関わる世代の裾野が広がった。

- →今年度は対外的な取り組みとして、NB ミーティングと連携し「沖縄学生会議2015」を開催したことにより、跡地利用に対する市民の関心を図るきっかけづくりを行うことができた。今後は次のステップとして、関心の高まった市民に NB ミーティングに加入してもらえるよう「沖縄学生会議」等の対外的な場において NB ミーティングの活動周知や積極的な PR によって会の認知度を向上させる必要がある。
- →学生による意見交換会を実施したことにより、跡地利用に対する若い世代の関心の向上を図ることができた。今年度は 10 名の学生が登壇者となって意見交換を行ったが、今後は更に多くの参加者による意見交換が実施できる場づくりを行う必要がある。
- →「沖縄学生会議」の継続実施にあたっては、参加者に誤解を与えず取り組み内容 が伝わる名称への変更を検討する必要がある。



写真:NBミーティング会長によるあいさつ



写真: 宜野湾市による跡地利用に関する説明



写真: ディスカッションのようす



写真:オブザーバーとの意見交換のようす

(4)「まち歩きとまちづくり座談会」の開催

【取り組みのポイント】

普天間飛行場の跡地利用に向けては、周辺市街地と一体となった整備が必要となる。市民にとって跡地利用は「地権者の問題」という意識が根強いため、跡地利用と併せた周辺市街地の整備に向けては、まずは市民のまちづくり機運の醸成を図る必要がある。また、将来的に跡地利用を契機として宜野湾市全体のまちづくりを検討していくためには市民によるまちづくり議論が展開できるよう、段階的にステップアップできる取り組みを継続的に実施していく必要がある。そこで、今年度はまず取り組みのスタートとして、自治会を対象に自身の住む地域のまちづくりの点検と評価を行う「まち歩きとまちづくり座談会」と題したワークショップを開催することとする。

【概要】

●まち歩きとまちづくり座談会 in 上大謝名

○開催日時:平成27年3月8日(日) 13:30~16:30

〇開催場所:上大謝名自治会事務所

〇内 容:①事前説明

②まち歩き

③まち歩きの取りまとめ

④取りまとめ結果の発表

○参加者:16名(上大謝名自治会役員等)

●まち歩きとまちづくり座談会 in 宜野湾

○開催日時:平成27年3月15日(日) 13:30~16:30

〇開催場所: 宜野湾公民館 〇内 容: ①事前説明

②まち歩き

③まち歩きの取りまとめ

○参加者:15名(宜野湾自治会役員、宜野湾郷友会、若手の会等)

【取り組み成果と今後の課題】

- ●「まち歩きとまちづくり座談会」では、跡地のまちづくり議論につなげるための 第一歩として自治会単位で地域の点検を行い、市民のまちづくり機運の向上を図 ることができた。
- ・上大謝名自治会及び宜野湾自治会を対象に実施した「まち歩きとまちづくり座談会」では、地域住民が地域の良い所、問題のある所を点検し、将来の地域のまちづくりについての議論・検討を行った。

・「まち歩きとまちづくり座談会」を通じて地域資源として活用したい場所や、改善が必要な場所等に関する情報が参加者同士で共有され、市民のまちづくり機運の 向上を図ることができた。

- →今年度は2地区を対象に実施したため、市民全体のまちづくり機運の醸成に向けて今後は市内全ての地区での実施を目指し、実施地区を増やしていく必要がある。
- →今年度実施した地区に対しても内容をステップアップさせながら継続的に地域の まちづくりに関する検討を行い、将来の宜野湾市全体のまちづくり議論の展開に つなげる必要がある。



写真:まち歩きのようす(上大謝名)



写真:まち歩きの結果の発表のようす



写真:まち歩きのようす(宜野湾)



写真:まち歩きの結果の取りまとめ

2-2. 「若手の会の活動支援及び地権者の意向把握」の成果と課題

取り組み方針①:将来の合意形成を見据えた若手の会と地主会の連携強化のための活

動の展開

取り組み方針②:地権者間の若手の会の認知度向上に向けた情報発信媒体の作成及び

活用

取り組み方針③:若手の会の定例活動の充実及び自主活動の支援による活動の活性化

取り組み方針④:地権者意向にもとづいた計画づくりに向け、「全体計画の中間取りま

とめ」等の周知と意向確認調査実施を見据えた準備の開始

(1)「若手の会」の活動支援

【取り組みのポイント】

地権者側の検討組織である若手の会では、設立から 10 年以上が経過し、継続的に跡地利用に対する検討が行われてきた経緯があるが、地主会においては跡地利用に関する検討が十分になされていない状況がある。今後は跡地利用に関する考え方に対する検討から、より具体的な検討に転換していく中で将来的に地権者全体の意向集約及び合意形成を図っていくためには地主会及び若手の会の連携が必要となる。そのため、今年度は将来の地権者の合意形成を見据え、地主会及び若手の会の連携方策の検討を重点的に行っていくこととする。

若手の会では継続的な活動を行っている一方で、地主会役員の中でも若手の会の存在を知らない方がいる等、地権者間で十分に認知されていない状況がある。そのため、若手の会が対外的な場等で活動内容や跡地利用に対する考え等を紹介できる情報発信媒体の作成を検討する。

また、これまで定例活動及び自主活動の継続的な展開によってコアメンバーが確保され活動が活性化していることから、今年度においても引き続き定例活動の充実及び自主活動の支援を行う。

【取り組み成果と今後の課題】

- ●特に自主活動として取り組まれている地主会役員との字別意見交換会の開催によって、相互の情報共有及び連携体制の強化が図られている。
- ・自主活動の一環として行われた神山地区の地主会役員との字別意見交換会に対し、 支援を行った。
- ・現時点における若手の会の考えを発信した上で意見交換が行われたことで相互の情報共有に加え、連携体制の強化が図られた。
- ・地主会役員の方々に今年度作成した若手の会の活動周知パンフレット及び提言パンフレットを事前配布し、予習いただいたことにより、若手の会の考えに対する地主

会としての意見が出される等、中身の濃い意見交換会の開催につながった。

- ●今後の地権者全体の合意形成に向けた組織づくりに向け、若手の会と地主会の連携 方策の検討が深められた。
- ・今後必要となる地権者としての意向集約や合意形成を見据えた組織づくりに向けて、 定例会を通じて若手の会と地主会の連携方策に関する検討が深められた。
- ・また、若手の会で検討した意見や要望等を伝え、今後の連携方策の検討、意見交換 を行う場として若手の会三役と地主会会長、副会長、事務局長による連絡会議の場 が定期的に設けられることになり、連携体制の強化が図られた。
- ●定例活動と併せ、若手の会によって積極的に展開している自主活動への支援によって会の活動が活性化し、メンバーの活動意識がさらに高まった。
- ・毎月 1 回の定例活動の運営の他に、若手の会メンバーが主体となって取り組んでいる自主活動の支援を行った。
- ・定例会では、地権者向けの情報発信媒体として各種パンフレットの内容検討や、今後の地権者としての合意形成に向けた地主会との連携方策の検討等を行い、自主活動としては、シンガポール海外視察研修や新都心公園、沖縄市防災研修センターの視察、平和公園に関する勉強会、字別出前意見交換会等が行われ、メンバーの活動意識がさらに高められている。

- →若手の会の自主活動として行っている字別出前意見交換会は、地主会役員と跡地利 用に対する具体的な意見交換を行う場としての役割だけでなく、若手の会と地主会 の連携強化を図る場として重要な役割を担っている。そのため、今後も若手の会の 自主活動として積極的に字別出前意見交換会を開催できるよう支援を行う必要があ る。また、これまでに字別出前意見交換会を実施した地区からは継続的な開催が要 望されていることから、各地区複数回の開催を視野に入れながら活動支援を行う必 要がある。
- →若手の会と地主会の連携強化に向けては、定期的な連絡会議が開催されることとなったため両組織の連携方策に関する検討を引き続き実施し、将来の地権者の合意形成に向けて連携体制を整えていく必要がある。
- →若手の会の活動は定例活動及び自主活動の展開によって活発化してきているため、 今後も定例活動の充実化を図るとともに自主活動に対する継続的な支援を行う必要 がある。
- →計画づくりでは今後具体的な事業化に向けた検討がなされるため、策定される計画 等に対し若手の会の考えや意見等を検討できるよう、定例会においては事業手法等 に関する勉強会を行い、知識習得を行っていく必要がある。

(2)「若手の会パンフレット」の作成

【取り組みのポイント】

地権者側の検討組織である若手の会は、地主会の要請・期待を受けて設立された経緯があり、地主会からの支援を受けながら活動を展開しているが、地主会役員の中でも若手の会の存在が十分に知られていない状況がある。これまで、若手の会では対外的な場での活動周知や、ブログ・facebook等の各種情報発信媒体を用いた情報提供等を行ってきている。対外的な場での活動周知に関しては、これまでは口頭での説明等やスライドによる説明を行っていたが、字別出前意見交換会等の活動を通して、対外的な場で活用できる情報発信媒体の作成が求められていた。

そこで、地権者に対し若手の会のこれまでの活動や跡地利用に対する考えの周知を円滑に 行えるよう、パンフレット等の情報発信媒体の作成・活用を行う。

【取り組み成果と今後の課題】

【取り組み成果】

- ●活動周知パンフレット、提言パンフレット、名刺の作成により、対外的な場で活用できる情報発信媒体が拡充された。
- ・地権者を対象に若手の会の認知度向上を促すための媒体として活動周知パンフレット、提言パンフレット、名刺の3種類を作成した。
- ・これまで若手の会の活動周知を行うための情報発信媒体はインターネット上のブログ等であったため、字別出前意見交換会等の対外的な場で活用できる各種パンフレット等の作成によって情報発信媒体が拡充された。

- →若手の会では地主会との連携強化に向け、自主活動の一環として字別出前意見交換会を行っているため、地主会における若手の会の認知度向上に向けて、今後も字別出前意見交換会等の対外的な場において作成したパンフレット等を活用した活動周知を積極的に行っていくことが望まれる。
- →提言パンフレットについては、現時点での若手の会の跡地利用の考えを示したものとなっている。そのため今後は若手の会での跡地利用に関する検討の進捗に合わせて適宜更新を行っていく必要がある。



図:若手の会活動周知パンフレット (表面)



図:若手の会提言パンフレット (表面)

(3)「普天間飛行場の跡地利用に関する勉強会」の開催

【取り組みのポイント】

普天間飛行場の跡地利用に向けては平成24年度に「全体計画の中間取りまとめ」が策定されており、今後は事業化に向けてより具体的な検討が行われることとなる。今後の計画づくりに向けては地権者意向等を踏まえて検討できるよう、次年度以降に地権者意向把握調査の実施を予定しており、意向把握調査は「全体計画の中間取りまとめ」の基本的な考え方等を理解していただいた上で実施することが重要となる。

また、若手の会では設立から 10 年以上が経過した中でこれまでの定例活動や自主活動を通し、継続的に跡地利用に関する検討・知識の蓄積等がなされてきているが、地主会においては跡地利用に関する活動は限定的となっており、情報量の差が生じている。

そこで、今年度は次年度以降の意向把握調査実施に向けた下地づくりと、若手の会と地主会役員間の情報量の差を埋めるため、「全体計画の中間取りまとめ」の前提の考え方となっている「土地の共同利用」に関する勉強会を開催することとする。

【概要】

●普天間飛行場の跡地利用に関する勉強会

○開催日時:平成27年3月16日(月) 18:00~19:30

○開催場所: 宜野湾市農協会館2階 ○内 容: ①若手の会からの報告

②合意形成の大きなテーマとなる土地の共同利用について

③質疑応答·意見交換

○参加者:19名(地主会役員10名、若手の会7名、地主会事務局2名)

【取り組み成果と今後の課題】

- ●地主会役員及び若手の会が跡地利用に関する共通の情報や知識等を得られる機会を提供することができた。
- ・これまで地主会では跡地利用に関する検討や知識習得の機会が限られており、若手の会と情報量の差が生じていたが、地主会役員と若手の会を対象とした勉強会の開催によって、その差を埋める共通の情報・知識等が得られる機会を提供することができた。
- ●地主会役員及び若手の会を対象とした勉強会の開催によって、「土地の共同利用」 に対する地権者の一定の理解が得られた。
- ・地主会役員及び若手の会に呼びかけを行い、「土地の共同利用」をテーマとした勉強会を行った。勉強会での情報提供や質疑応答等を通じて「土地の共同利用」に対し、地権者の一定の理解が得られた。

- →勉強会では「土地の共同利用」に関する基本的な仕組み等の情報提供に留めていることから、今後の事業化に向けた知識習得を図るため、今後は他地区の事例等も提示しながらさらに踏み込んだ情報提供を行っていく必要がある。
- →今年度の「土地の共同利用」に関する勉強会は地主会役員及び若手の会を対象に 実施した。今後は地権者間の情報格差を解消するため、地主会役員はもとより一 般地権者に対しても勉強会等を通じた情報提供を行っていく必要がある。



写真: 若手の会からの活動報告のようす



写真:勉強会のようす

(4)「地権者意向把握アンケート調査票(案)」の作成 【取り組みのポイント】

普天間飛行場の跡地利用に向けては平成 24 年度に「全体計画の中間取りまとめ」が策定されており、今後は事業化に向けてより具体的な検討が行われることとなる。また、平成 28 年度以降には「跡地利用計画(素案)」の策定が予定されていることから、今後の計画づくりに向けてまずは「跡地利用計画(素案)」のベースとなる「全体計画の中間取りまとめ」について地権者意向を把握する必要がある。

そこで今年度は次年度以降の地権者意向把握調査の実施に向けた準備段階として、地権者 意向把握アンケート調査票の骨子づくりを行うこととする。

【取り組み成果と今後の課題】

【取り組み成果】

- ●「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」において地権者意向把握調査の 実施方法や調査票の設問内容等に対する検討がなされ、回収率の向上に向けた多 様な意見を聴取することができた。
- ・これまでの「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会(以下、検討委員会)」に変わって、跡地利用に関する様々な議題に関する検討を行う場として設立された「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」において、地権者意向把握調査の実施方法や調査票に対する検討が行われた。
- ・懇話会ではこれまでに実施した地権者意向把握調査の結果等を踏まえ、回収率向上に向けた多様な取り組みが提案され、今後につながる意見を聴取することができた。

【今後の課題】

→今年度は懇話会において、事務局が作成した調査票をたたき台として回収率向上 に向けた調査の実施方法や調査票の設問等に関する検討がなされた。今後は懇話 会での継続的な検討と併せて、若手の会や地主会役員からの意見も聴取し反映す ることで、より有効な方法による地権者意向把握調査を実施する必要がある。

2-3.「地権者・市民等のネットワークづくりに向けた取り組み」の成果と課題

取り組み方針①: 若手の会及び NB ミーティング合同での勉強会や意見交換会、先進 地視察会等の継続実施による組織間の連携強化

(1)「若手の会・NB ミーティングの合同勉強会」の開催

【取り組みのポイント】

若手の会と NB ミーティングではそれぞれ地権者、市民側の検討組織として普天間飛行場の跡地利用等に関する検討が行われてきている。そのため、さらなる組織間の連携強化や、立場の異なる中での意見をそれぞれの検討・議論に活かすことを目的に若手の会・NB ミーティングの合同勉強会を開催することとする。

【概要】

●若手の会・NB ミーティングの合同勉強会

○開催日時:平成26年11月28日(金) 17:00~18:30

○開催場所:TKP 上野ビジネスセンター会議室

〇内 容:①共同利用による土地利用活用事例と組織づくり

②質疑応答・意見交換

○講師:細井 慎一(昭和株式会社)

○参加者:14名(若手の会 9名、NB ミーティング 4名、地主会事務局 1名)

【取り組み成果と今後の課題】

【取り組み成果】

- ●先進地視察会の開催と併せて、視察テーマとしていた「土地の共同利用」に関する合同勉強会を開催したことにより、事業の仕組み等に対する理解や議論を深めることができた。
- ・先進地視察会では「土地の共同利用」によるまちづくりを先進的に行っている三郷インターA地区及び三吉野桜木地区の視察を行い、視察同日に「土地の共同利用」に関する合同勉強会を行った。
- ・現地視察と併せて勉強会を行ったことにより、「土地の共同利用」に対する理解や 議論を深めることができた。

【今後の課題】

→先進地視察会及び合同勉強会を組み合わせ、実際に現地を視察した上で勉強会を 行うことでさらに深い理解を得ることができるとともに、これらを組み合わせる ことで両組織の情報共有及び連携強化という面からも効果的であることから、今後もストーリー性を持たせた上で「先進地視察会」と「合同勉強会」の組み合わせによる開催が望まれる。



写真: 若手の会副会長によるあいさつ



写真:講師 細井慎一氏(昭和株式会社)



写真:合同勉強会のようす



写真: NB ミーティング会長によるあいさつ

(2)「若手の会・NB ミーティングの意見交換会」の開催

【取り組みのポイント】

「若手の会・NB ミーティングの合同勉強会」と同様に、若手の会及び NB ミーティングの連携強化及び立場の異なる中での意見をそれぞれの検討・議論に活かすことを目的に若手の会・NB ミーティングの意見交換会を開催することとする。

【概要】

●若手の会・NB ミーティングの意見交換会

〇開催日時:平成27年3月20日(金) 18:30~20:00

〇開催場所:宜野湾市農協会館2階

〇内 容:①各組織の今年度の取り組みの報告

②意見交換

○参加者:11名(若手の会5名、NBミーティング6名)

【取り組み成果と今後の課題】

【取り組み成果】

- ●それぞれの組織の 1 年間の活動報告を踏まえ、これまでの経験にもとづく助言や 提案、意見交換等が行われたため、各組織の今後の活動に活かせる新たな視点を 得ることができた。
- ・それぞれの組織の 1 年間の活動を報告した上で若手の会及び NB ミーティングの 意見交換会を行った。
- ・これまでのそれぞれの組織での活動経験にもとづく助言や提案等がなされ、各組 織の今後の活動に活かせる新たな視点を得ることができた。

【今後の課題】

→異なる立場からの意見を各組織の活動に活かすことで更なる組織活動の活性化が 望めることから、今後はさらなる連携強化を図りつつ今後の検討・議論に活かせ る新たな視点を共有できる場として開催していくことが望まれる。



写真: 若手の会による活動報告



写真: NB ミーティングによる活動報告

(3)「先進地視察会」の実施

【取り組みのポイント】

若手の会と NB ミーティングにおけるまちづくり先進情報の収集・蓄積及びそのことによる議論の深化を図ることを目的に先進地視察会を開催することとする。先進地視察会は若手の会及び NB ミーティング合同で開催することにより両組織の交流を図り、地域連携の仕組みづくりにつなげていく。

今年度は「全体計画の中間取りまとめ」が策定されたことを受け、「全体計画の中間取りまとめ」の前提となっている「土地の共同利用」と、「全体計画の中間取りまとめ」に位置づけられている広域防災拠点をテーマに先進地視察会を開催することとする。

【概要】

●先進地視察会

〇開催日時: 平成26年11月27日(木)~11月29日(土)

〇視 察 場 所:①三郷インターA 地区(埼玉県三郷市)

②三吉野桜木地区(東京都日の出町)

③立川広域防災基地(東京都立川市)

○視察テーマ:①共同利用による土地活用事例と組織づくり

②広域防災拠点の役割とその運営について

〇参 加 者: 14名(若手の会9名、NBミーティング4名、地主会事務局1名)

【取り組み成果と今後の課題】

- ●先進地視察会を通じて「全体計画の中間取りまとめ」におけるまちづくりのポイントとなっている「土地の共同利用」の仕組みや、広域防災拠点の役割等についての理解を深めることができた。
- ・三郷インターA 地区(埼玉県三郷市)及び三吉野桜木地区(東京都日の出町)では、「共同利用による土地活用事例と組織づくり」をテーマに視察を行い、「土地の共同利用」を行うための流れや事業の仕組み等を学ぶことができた。
- ・立川広域防災基地(東京都立川市)では、「広域防災拠点の役割とその運営について」をテーマに視察を行い、広域防災拠点として整備した背景やその役割等について学ぶことができた。
- ●視察同日に、視察テーマの 1 つである「土地の共同利用」を題材とした合同勉強会を開催したことにより、「土地の共同利用」に対してより深い理解を得ることができた。
- ・先進地視察会では「土地の共同利用」によるまちづくりを先進的に行っている三郷インターA地区及び三吉野桜木地区の視察を行い、視察同日に「土地の共同利

用」に関する合同勉強会を行った。

・現地視察と併せて合同勉強会を行ったことにより、両組織が「土地の共同利用」に対する共通の理解や議論を深めることができた。

【今後の課題】

→先進地視察会及び合同勉強会を組み合わせ、実際に現地を視察した上で勉強会を 行うことで若手の会・NB ミーティングの共通理解が深められ、情報共有、連携 強化という面から非常に効果的であったため、今後も組み合わせによる開催が望 まれる。



写真:三郷インターA地区(1日目)



写真: 立川防災センター(2日目)



写真:三吉野桜木地区(2日目)



写真:合同勉強会(2日目)

2-4. 「地権者・市民等への継続的な情報提供」の成果と課題

取り組み方針①:地権者、市民それぞれを対象とした情報誌の発行の再開による継続

的な情報提供の実施

取り組み方針②: イラストや図等を多用したわかりやすい情報提供の実施

取り組み方針③:市外、県外への情報発信に向けたホームページの更新・充実化

(1) 地権者支援情報誌「ふるさと」の作成・発行

【取り組みのポイント】

地権者に対しては一昨年度まで、跡地利用に関わる行政側からの最新情報や地権者側の検討組織である若手の会の活動状況等に関する情報の提供、各種説明会等への参加の促進を目的に、地権者支援情報誌「ふるさと」が発行されており、地権者が跡地利用等に関する最新情報を得るための重要な情報発信媒体となっていた。しかし、昨年度は普及啓発用絵本や漫画本、「お笑い普天間劇場」の開催等、「全体計画の中間取りまとめ」に関する情報提供を行うための情報発信媒体の作成等に注力したため、情報誌の発行を行わなかった。

そこで今年度は情報誌による情報提供を再開させることで、地権者を対象とした継続的な情報発信媒体としての確立を目指す。また、地権者支援情報誌「ふるさと」の発行によって、「全体計画の中間取りまとめ」の計画内容や跡地利用の実現に向けた前提の考え方となっている「土地の共同利用」についてわかりやすい情報提供を行うとともに、次年度以降に予定している地権者意向把握調査についての周知等を行うこととする。

【取り組み成果と今後の課題】

- ●地権者への情報提供を継続的に行っていくための媒体として、地権者支援情報誌「ふるさと」を再開させたことにより、跡地利用に向けた取り組みに関する最新情報の共有化が図られた。
- ・普天間飛行場の跡地利用に関する継続的な情報発信を行う媒体として、地権者支援情報誌「ふるさと」を再開させた。
- ・地権者全体を対象とした情報誌による情報提供の再開により、跡地利用に向けた 取り組みに関する最新情報の共有化が図られた。
- ●地権者支援情報誌「ふるさと」の発行にあたってはイラストや図の活用等により、 視覚的に伝える新しい情報提供の形が確立されつつある。
- ・地権者支援情報誌「ふるさと」は文字による情報提供だけではなくイラストや図 の活用等によって、視覚的に伝える新しい情報提供の形が確立されつつある。

- →地権者に対して跡地利用に関する最新情報や進捗状況等に関する正しい情報の周 知徹底を図るため、今後も継続して地権者支援情報誌「ふるさと」を発行してい く必要がある。
- →地権者支援情報誌「ふるさと」の発行に際しては、地権者に目を留めてもらいやすく、内容が伝わりやすいものとすることが重要であるため、文字だけでの情報 提供だけではなくイラストや図等の活用によって視覚的に伝わる情報誌を作成し、 発行していく必要がある。

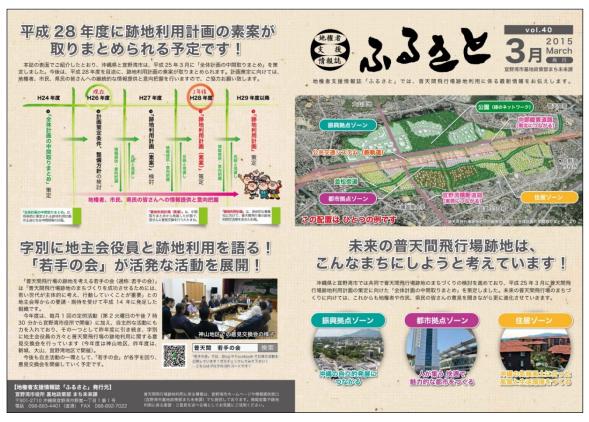


図:地権者支援情報誌「ふるさと」40号(表面)

(2)「まち未来だより」の作成

【取り組みのポイント】

市民に対しては一昨年度まで、跡地利用に関わる行政側からの最新情報や市民側の検討組織である NB ミーティングの活動状況等に関する情報の提供等を目的に、「普天間飛行場跡地利用ニュース」が発行されており、市民が跡地利用等に関する最新情報を得るための重要な情報発信媒体となっていた。しかし、昨年度は普及啓発用絵本や漫画本、「お笑い普天間劇場」の開催等、「全体計画の中間取りまとめ」に関する情報提供を行うための情報発信媒体の作成等に注力したため、情報誌の発行を行わなかった。

そこで今年度は情報誌による情報提供を再開させることで、市民を対象とした継続的な情報発信媒体としての確立を目指す。情報誌による情報提供の再開にあたっては、市民にとって跡地利用は「地権者の問題」という意識が根強く残っている現状を踏まえ、名称を「普天間飛行場跡地利用ニュース」から「まち未来だより」に変更し、跡地利用に関する情報だけでなく宜野湾市全体のまちづくりに関する情報をわかりやすく提供することで市民が親しみを感じられる情報誌となることを目指す。また、「まち未来だより」の発行によって、跡地利用に向けた現在の進捗状況等に関する情報提供を行うとともに、NBミーティングの認知度向上に向けた活動の周知や市民のまちづくり機運向上を目的に実施した「まち歩きとまちづくり座談会」の周知等を行うこととする。

【取り組み成果と今後の課題】

- ●市民全体を対象とした情報誌の発行を再開させたことにより、市民に対し跡地利 用に向けた取り組みに関する最新情報の共有化が図られた。
- ・地権者支援情報誌「ふるさと」同様、一昨年度まで継続的に行っていた情報誌による情報提供を再開させた。
- ・情報誌を通じて「全体計画の中間取りまとめ」の概要や今後の全体スケジュール 等の情報提供や、市民のまちづくり機運醸成を目的に自治会を対象に実施した「ま ち歩きとまちづくり座談会」に対する情報提供により、跡地利用に向けた最新情 報の共有化が図られた。
- ●一昨年度まで発行していた「普天間飛行場跡地利用ニュース」の名称を「まち未来だより」に変更して発行したことにより、跡地利用に特化した情報だけでなく 宜野湾市全体のまちづくりに関する情報提供が可能となった。
- ・市民にとっての跡地利用は依然として「地権者の問題」という認識が根強く残っていることから、市民が親しみを感じられるよう「普天間飛行場跡地利用ニュース」から「まち未来だより」に名称変更を行った。
- ・これまでは跡地利用に特化した情報提供を行ってきたが、名称変更によって市民 が関心を持ちやすい宜野湾市全体のまちづくりに関連する情報の提供が可能とな った。

- ●「まち未来だより」の発行にあたってはイラストや図の活用等により、視覚的に 伝える新しい情報提供の形が確立されつつある。
- ・地権者支援情報誌「ふるさと」同様、「まち未来だより」は文字による情報提供だけではなくイラストや図の活用等によって、視覚的に伝える新しい情報提供の形が確立されつつある。

【今後の課題】

- →市民に対して跡地利用や宜野湾市のまちづくりに関する最新情報や取り組み状況 等に関する正しい情報の周知徹底を図るため、今後も継続して「まち未来だより」 を発行していく必要がある。
- →跡地利用の実現に向けては、周辺市街地整備を併せて実施していく必要があることから、今後は「まち歩きとまちづくり座談会」のような市民のまちづくり機運向上を目指した取り組みを積極的に展開していく必要がある。そのため、情報誌を通じた開催案内や活動結果の報告等を行うことで、市民の参加・協力を促していくことが求められる。
- →「まち未来だより」の発行に際しては、市民に目を留めてもらいやすく、内容が 伝わりやすいものとすることが重要であるため、文字だけでの情報提供だけでは なくイラストや図等の活用によって視覚的に伝わる情報誌を作成し、発行してい く必要がある。



図:「まち未来だより」1号(表面)



図:「まち未来だより」1号(裏面)

(3)「まち未来課ホームページ」の更新・充実化

【取り組みのポイント】

これまで本業務における活動成果等に関してはまち未来課のホームページ上に情報を掲載し、市民だけでなく市外、県外に対しても情報発信を行ってきた。

跡地利用に係る行政側からの情報や若手の会、NB ミーティングの活動状況等の情報を提供するため、まち未来課のホームページに活動成果等の情報を更新し、情報の充実化を図る。

【取り組み成果と今後の課題】

【取り組み成果】

- ●広く地権者、市民等に対し、普天間飛行場跡地利用に関わる取り組み状況等の情報を提供することができた。
- ・ホームページを活用した情報提供によって、広く地権者、市民等に対し、普天間 飛行場跡地利用に関わる状況等の情報を提供することができた。

- →幅広い対象者に継続的に情報提供を行っていくため、ホームページを活用した情報提供を継続する必要がある。
- →現在のホームページでは目的の情報にたどり着くまでに時間がかかることから、 広く情報発信が可能なツールとして、より多くの人が気軽に見てもらうための仕 掛け作りが求められる。

2-5. 「活動の方向性と結果の評価・検証の場づくり」の成果と課題

取り組み方針①:様々な合意形成活動に関する議題について継続的に議論や研究、協 議調整を図ることのできる場の設立

(1)「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」の開催 【取り組みのポイント】

一昨年度までは本業務の進捗状況の報告や活動成果の検証等を行う場として検討委員会を継続的に開催していた。しかし、継続的に検討委員会を開催していく中で、議題内容や会議の開催回数が限られてしまうこと、委員の変更等により継続的な議論を行うことが困難であること等が問題となっていた。

跡地利用に向けては長期的な視点で検討を行う必要があることから、継続して議論を深めていく必要があるとともに、今後の事業化に向けては事業手法等に関する勉強会等の開催によって知識習得を行う必要がある。そこで今年度は検討委員会に変わる検討の場として「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」を設立することとする。

「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」は、必要に応じて様々な方に参加してもらえるよう参加メンバーを限定せず、若手の会やNBミーティングに関しては組織自体を会員としてゆるやかな枠を設けることとする。また、主な活動としては事業化に向けた勉強会、円滑な合意形成活動を行う上で必要な事項や課題解決に向けた検討等を行い、幅の広い取り組みの展開を図ることとする。

【概要】

| 回数 | 開催日時 | 主な議題 |
|-----|-------------------------------|---|
| 準備会 | 平成26年8月28日(木) 17:00~18:30 | ①取り組み方針について②協議事項・懇話会の運営について・地権者を対象としたアンケート調査について・地権者の意向集約方法について・市民の組織づくりについて |
| 第1回 | 平成26年10月28日(火) 17:30~19:20 | ①これまでの経緯について ②円滑な事業化の推進に向けた今後の展開と「懇話 会」(案)について ③「懇話会」における検討課題(案)について |
| 第2回 | 平成26年11月25日(火) 17:30~19:20 | ①普天間飛行場跡地利用に向けた合意形成活動を 推進する上での課題と今後の方向性について |

| 回数 | 開催日時 | 主な議題 |
|-------|-------------------------------------|--|
| 第3回 | 平成 27 年 1 月 27 日 (火) 17:30~19:20 | ①会則の確認、会長・副会長の選任 ②全世代ディスカッション(平成27年1月25日開催)の報告 ③合意形成の大きなテーマとなる土地の共同利用について ④合意形成に向けた地権者組織について・普天間飛行場対策部会と若手の会について |
| 第4回 | 平成27年2月24日(火) 17:30~19:30 | ①沖縄学生会議 2015(平成 27 年 2 月 22 日開催) の報告 ②特別措置法の給付金制度からみた開発手法について |
| 第 5 回 | 平成27年3月24日(火) 17:30~19:30 | ①普天間飛行場跡地利用に関する地権者意向確認 調査の実施について |

【取り組み成果と今後の課題】

- ●検討委員会に変わる場として「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」が 設立されたことにより、地主会や若手の会、NB ミーティング等の跡地利用を検 討する上での中核となる組織が一堂に会し、継続的な検討や情報共有を行える場 が確立された。
- ・「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」では、必要に応じて様々な方々に参加してもらえるよう、懇話会の参加枠をゆるやかに設け、跡地利用を検討する上での中核組織となる若手の会や NB ミーティングを組織会員として、検討委員会に変わる検討の場として設立した。
- ・委員の参加枠をゆるやかに設けたことにより、跡地利用を検討する上での中核と なる組織が一堂に会して継続的な検討や情報共有を行える場が確立された。
- ●「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」を定例化したことにより、継続性を持たせた密な議論を行う体制が確立された。

- ・これまでの検討委員会は年間3回程度の開催となっていたが、「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」は、毎月1回の開催を基本とし、定例化を図った。
- ・会合の定例的な開催によって、継続的に議論を深化させていくことのできる体制 が確立された。

●合意形成活動に関する課題等の議論だけでなく、「土地の共同利用」に関する勉強 会の実施により、情報共有及び知識習得を図ることができた。

- ・これまでの検討委員会では事業の進捗状況や活動成果の検証を行う場として、議題が限定的であったが、「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」では合意形成活動に関わる課題に対する取り組み方策等について、地権者等関係者間で十分な研究、及び協議調整を図る場として位置づけているため、幅広い議論や研究が行えるようになった。
- ・今年度は地主会と若手の会の今後の連携方策に関する検討や、「全体計画の中間取りまとめ」の前提となっている「土地の共同利用」に関する勉強会等を開催し、合計形成活動を進める上での課題の情報共有や今後の計画づくりに向けた知識習得を図ることができた。

- →懇話会は検討委員会に変わる場として、今年度設立され定例的に会合を開催する ことで継続的な議論等を行うことができた。そのため、今後も定例的に会合を開催し、合意形成活動推進上の問題に対する議論の深化や段階的な知識習得を図っていく必要がある。
- →今年度は学識経験者、地主会正副会長、地主会事務局、若手の会、NB ミーティング、宜野湾市をメンバーとして懇話会を開催してきたが、合意形成活動の推進に向けては多様な主体と連携して取り組んでいく必要があることから、状況に応じて懇話会メンバーを増やしていくことが求められる。
- →計画づくりでは「全体計画の中間取りまとめ」の策定を受け、今後はより具体的な検討がなされていくことから、今年度は「土地の共同利用」に関する勉強会を開催した。そのため、今後は事業化に向けてさらに知識習得を図っていく必要がある。



資料編

資料 1. 「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」設置要綱

(設置)

第1条 普天間飛行場跡地利用に係る地権者等関係者の合意形成活動を確実に実施するために、地権者等関係者のそれぞれの活動内容及び方向性について十分な協議調整を図ることに資するために、普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 懇話会での協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 合意形成活動推進上の問題課題の整理に関すること。
 - (2) 合意形成活動の仕組みと組織づくりに関すること。
 - (3) まちづくり手法の研究に関すること。

(組織)

- 第3条 懇話会は、次の会員をもって組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 宜野湾市軍用地等地主会
 - (3) 普天間飛行場の跡地を考える若手の会
 - (4) ねたてのまちベースミーティング
 - (5) 市の職員
 - (6) 専門員(まちづくり実務者)

(任期)

第4条 会員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員)

- 第5条 懇話会に次の役員を置く。
 - (1)会長 1名
 - (2)副会長 1名
- 2 役員は、会員の互選により定める。
- 3 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、懇話会の会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて召集する。
- 2 団体会員の会議への出席者数は、議題に応じ必要人数とする。
- 3 会長が必要あると認めるときは、会員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、宜野湾市基地政策部まち未来課に置き、その事務を処理する。

(補則)

第8条 前条までに規定するものの他、懇話会の運営に関して必要な事項は懇話会で決定する。

附則

この会則は平成27年1月27日から施行する。